



島根リザーブ通信



【出雲駐屯地での5日間招集訓練で教育を実施する山口本部長】

先日、伊丹駐屯地において平成25年度下半期地方協力本部長会議が開催され、出席してまいりました。

本会議では、陸上幕僚監部から人事部募集・援護課長が出席し、今後の予備自衛官等制度改善の方向性について話がありましたが、予備自衛官等雇用企業に対する施策に係る検討が本格的に進んでいるとのことでした。

予備自衛官等制度は、予備自衛官等の意思とその雇用企業の御理解があってはじめて成立する制度であり、その雇用企業の視点に立った検討の促進が待たれるところです。

先日、大手の自動車会社が主催する会合に講師として参加した際、その会社の支社の中に予備自衛官を雇用しているところがあるという話を聞き、予備自衛官を雇用する意義・効果について説明をしました。そ

の際特に強調したのが、予備自衛官等を雇用することは、企業が重視すべきCSR(企業の社会的責任)活動の一環として捉えることができ、これは大いに誇れることであり、会社の名誉にもつながるということでした。

むすびに、平成26年が予備自衛官等の皆様にとって輝かしい1年であることを御祈念申し上げ、挨拶に代えさせていただきます。

掲 示 板



第4次予備自衛官5日間訓練

出雲駐屯地での第4次予備自衛官5日間訓練は2月20日(木)から24日(月)で実施されます。訓練出頭希望の方は1月17日(金)までにご連絡下さい。

なお、出雲駐屯地での5日間訓練では最後の訓練です。特に今年度出頭されていない方は出頭調整を忘れずをお願いします。

今後の予備自衛官5日間招集訓練予定

1月16日(木)～1月20日(月)	山口駐屯地
1月17日(金)～1月21日(火)	海田市駐屯地
1月24日(金)～1月28日(火)	日本原駐屯地
1月31日(金)～2月 4日(火)	海田市駐屯地
2月14日(金)～2月18日(火)	海田市駐屯地
2月20日(木)～2月24日(月)	出雲駐屯地
2月21日(金)～2月25日(火)	日本原駐屯地
3月 7日(金)～3月11日(火)	米子駐屯地

出雲駐屯地以外での訓練出頭も調整できますが、人員数に限りがありますので早めの調整をお願いします。

即応予備自衛官雇用企業訓練研修

○9月13日(金)あいば野演習場において実施した第47普通科連隊総合訓練研修に即応予備自衛官雇用企業である安来運送(株)様から2名が参加されました。



即応予備自衛官雇用企業体験搭乗ご案内

○9月21日(土)美保基地において実施されたC-1又はYS-11航空機体験搭乗に即応予備自衛官雇用企業2社5名が参加しました。



防衛大臣、中方総監、島根地本長より感謝状贈呈

○防衛大臣等よりかねてから予備自衛官及び即応予備自衛官業務にご支援ご協力を賜っています企業様へ感謝状が贈呈されました。

○防衛大臣感謝状

○陸上自衛隊中部方面総監感謝状

○自衛隊島根地方協力本部長感謝状

瀧川産業(株)

(株)ナカサ

飯塚商店

安野産業(株)



第3次予備自衛官1日間招集訓練模様

10月6日(日)に自衛隊島根地方協力本部(松江市)において第3次1日間招集訓練を実施しました。

今年度予備自衛官採用者4名の出頭があり、予備自衛官制度の教育等を行いました。



第3次予備自衛官5日間招集訓練模様

11月21日(木)から11月25日(月)の間、出雲駐屯地にて第13偵察隊による平成25年度第3次5日間招集訓練が実施されました。

今回の訓練には95名が出頭し、期間中は、天気にも概ね恵まれ訓練も順調に行われました。

また、本訓練も山口本部長が表彰式を実施するとともに、予備自衛官に対して教育を実施されました。

【訓練開始式①】



【訓練開始式②】



【訓練風景①】



【訓練風景②】



【訓練風景③】



【訓練風景④】



【訓練風景⑤】



【訓練風景⑥】



【訓練風景⑦】



【訓練風景⑧】



【訓練風景⑨】



【訓練風景⑩】



【本部長教育①】



【本部長教育②】



【表彰式①】



【表彰式②】



【訓練終了式①】



【訓練終了式②】



予備自マメ知識

－「予備自衛官手当」と「訓練招集手当」について－

平成25年9月末のテレビニュースで、会計検査院が予備自衛官手当の支給について指摘した旨の報道がなされました。

会計検査院の指摘事項は、訓練に全く参加していないか、訓練日数が足りないのに予備自衛官手当が支給されていることは適切でないというものでした。

ここで、予備自衛官手当と訓練招集手当について簡単に説明すると、予備自衛官手当とは「防衛招集、国民保護等招集及び災害招集に応じる義務並びに訓練招集に応じ訓練に従事する**義務を負う精神的拘束の対価**として月額で支給されるもの」で、訓練招集手当とは、「訓練招集に応じて訓練に従事することの対価として、日額で支給されるもの」です。

予備自衛官は、いつ招集されてもいいように日々物心両面の準備をすることによって予備自衛官手当を受け取っているのであって、訓練に参加することで予備自衛官手当を受け取っている訳ではありません。

しかしながら、予備自衛官手当を受領し続けて最終的に招集訓練に出頭できなかった予備自衛官が相当数いらっしゃることは大変残念なことです。予備自衛官の皆様の御都合に努めて合わせるよう、地方協力本部職員が調整させていただきますので、これからも引き続き宜しくお願い申し上げます。